

10回
平成29年第 総 会
10月

白井市農業委員会会議録

平成29年10月6日 開会

平成29年10月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

平成29年10月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成29年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

11月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り 10月25日(水)

・事前審査会(案) 11月 1日(水)

第2班 午前9時から 本庁舎3階会議室301

・総 会(案) 11月 8日(水)

午後4時00分から

本庁舎3階会議室301

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻ちょっと前ですけども、皆さん全員おそろいということで始めさせていただきます。

本日は10月の定例総会にご出席いただきまして、本当にご苦労様でございます。田んぼの稲刈り、梨の出荷作業のほうも、台風等の被害も特になく無事終了されたということで、本当によかったと思っております。

それから、今後の予定としましては、ご案内のとおり10月31日のブロック会議、それから11月9日の経営力強化のシンポジウム等が予定されておりますが、皆様方の参加をよろしく願いしたいと思います。そしてまたきょうは、農地パトロールの日程も決まっているみたいですので、こちらのほうもよろしく願いしたいと思います。それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出

席委員が過半数に達したため、これより平成29年10月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、宇賀義則委員、1番、根本孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

それでは、お手元の配付の資料に沿いまして、議案の説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成29年10月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字井戸作214番3。

地目、畑。

地積2,960平米。

権利者、白井市根 番地、〇〇〇〇、持ち分2分の1、〇〇〇〇持ち分2分の1。

経営面積、100アール。

義務者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

事由につきましては、所有権移転、贈与となります。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員をお願いします。

芦田恵子委員 1班班長の芦田です。

議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料1番、1から7です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの代理人で義務者の〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から南西へ約1.75キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、梨畑ですが、収穫は終了しております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラック1台、トラクター1台、スプレーヤー1台、選果機1台等農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が7人で、6人が農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、300日、260日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等も農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

また、今回の贈与については、〇〇さんが父親の相続で大変苦勞をしたので、自身が高齢となり、梨づくりを一生懸命している子供と孫に苦勞をさせたくないとの思いを伺いました。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。以上です。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

宇賀義則委員お願いします。

宇賀義則委員 はい、宇賀です。

補足説明に入る前に、本案件の鈴木さんは白井木戸地区ですが、同じ地区にお住いの伊藤委員がよくご存じだということですので、伊藤委員が説明をするという形で会長いかがでしょうか。

笠井会長 はい、わかりました。

それでは、伊藤治委員お願いします。

伊藤治委員 はい、白井木戸井担当推進委員の伊藤でございます。

義務者、〇〇さん、権利者、〇〇さん、〇〇〇〇さんの双方にお話を伺いました。

〇〇さんは、最近健康に不安を感じ、梨栽培から遠ざかっております。

〇〇さん、〇〇〇〇さんの頑張っている姿を頼もしく思い、今回の生前贈与を決めたとおっしゃっていました。

〇〇さんは、梨栽培に従事し33年、10年ほど前から経営の中心になっておられます。

〇〇〇〇さんは、高校卒業後すぐ就農し5年になります。

梨友会などにも名を連ね、大変熱心に勉強されております。

今回の生前贈与に関して、お二人は、〇〇さんの気持ちにとっても感謝しているとおっしゃっていました。

以上です。よろしくお願いいたします。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

平成29年10月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、神々廻字前田407番1。

地目、田、現況は畑となっております。

地積、498平米。

権利者、白井市堀込 丁目 番号、〇〇〇〇。

義務者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う使用貸借権の設定、分家住宅となります。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

先に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 班長の芦田です。

議案第2号1番について、5条申請にかかわる調査報告を申し上げます。

資料2番の1から30をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ約2キロメートルに位置しております。

市道に面しており進入路は確保されております。

農地区分としては、用途地域内にあるため第一種農地と判断いたします。

転用目的ですが、現在賃貸住宅に住んでいるため、両親も高齢となり、農作業を手伝うためにも親の近くに住みたいので、父所有の当申請地を使用貸借して分家住宅を建築したいということです。

次に一般基準ですが、本申請は分家住宅ということですが、申請面積は498平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

地目は田になっておりますが、約35年前に盛土をしてあり現在は空き地となっております。下水を流す傾斜をつけるために、いくらか盛土をいたします。

上水は、井戸を掘削し給する。

汚水、雑排水は下水道へ。雨水につきましては、雨水浸透枡を設置し、敷地内処理します。

この計画を隣接土地所有者に説明して納得しているとのことでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障を期すことはないと思われます。

また、申請地は土地改良区ですが、転用届は出してあり、受理されております。

権利者は、現在賃貸住宅住まいであるため、申請地に分家住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、合わせて許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

この案件につきましては、私、笠井が担当でございますので説明いたします。

ただいま班長さんより報告があったとおりでございます。審査当日は、権利者、義務者両者とも本人が出席されまして、権利者の〇〇〇〇さんは、現在堀込のほうに住んでおりまして、現在、両親は元気なのですが、今後高齢になったときに、農作業等を手伝うためにも実家の近くに住みたいということで、今回、分家住宅を建築する計画をしたそうです。

県道よりちょっと低いため、1メートルぐらい盛土をするというようなことだそうです。以上です。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して、県に進達することに可決します。

議案第3号 平成29年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

議案第3号 平成29年度第7次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり平成29年度第7次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

平成29年10月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページにつきましては、市長からの協議書となります。

5ページをごらんください。

集積計画一覧表（案）でございます。

1番、利用権を設定する農用地、根字上人塚102番16。

地目、畑。

利用権設定面積、991平米。

設定する利用権、種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、5年。

賃料、2万5,000円。

支払い方法は、直接持参となります。

利用権を設定する者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

経営面積、130アール。

継続となります。

続きまして2番、名内字塚田112番地外5筆。

地目は畑。

面積につきましては、トータルで3,069平米となります。

設定する利用権につきましては、使用貸借権。

畑作。

期間、3年。

賃料はございません。

利用権の設定する者、習志野市谷津 丁目 番 号、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市今井 番地、〇〇〇〇。

経営面積、281アール。

こちらも継続となります。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当委員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 平成29年度第7次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成29年度第7次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

説明をさせていただきます。

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定したので、提出いたします。

平成29年10月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

白井市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針でございます。

これ時間の関係上、かいつまんで説明をさせていただきます。

あらかじめご了解いただきたいと思います。

1番、基本的な考え。

農業委員会等に関する法律の改正が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として明確に位置づけられております。

4行目から9行目までにつきましては、市の概要ですとか、こちらの必要性の記入となっております。

10行目以降読ませていただきます。

地域の特性を活かし、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、白井市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めることとしております。

7ページの下段に、具体的目標と推進方法。1番、担い手への農地等の利用集積について表がございます。

(1) 担い手への農地利用集積目標。現状につきましては、管内の耕地面積が1,080ヘクタール、集積面積が264ヘクタール、集積率は22.8%としているものを、最終年、平成35年4月には、耕地面積が1,074ヘクタール、集積面積が548ヘクタール、集積率につきましては、51%としているものでございます。

8ページをごらんください。

続きまして、担い手の育成・確保に関する数値目標でございます。

こちらにつきましては、認定農業者ですとか、新規認定就農者等の人数の目標について定めたものとなっております。

現状につきましては、総農家数617戸、認定農業者57経営体、認定新規就農者3経営体、基本構想水準到達者5経営体、特定農業団体その他の集落営農組織については、0団体となっております。

こちらにつきましても、目標の平成35年4月には、農家戸数が593戸、認定農業者が63経営体、新規の方が9経営体、水準の到達者が11経営体となっております。

こちらにつきましては、認定農業者、新規就農者それぞれ毎年1経営体ずつ増えて

いって、最終的には、認定農業者、新規就農者も6経営体ずつ増えるという計画となっております。

9ページをごらんください。

大きな2番、遊休農地の発生防止・解消について。

遊休農地の解消目標でございます。

現状につきましては、管内の耕地面積が1,080ヘクタール、遊休農地の面積が104ヘクタール、遊休農地の割合が9.6%となっております。

これを毎年2ヘクタールずつ減らす計画としまして、目標の平成35年4月には、耕地面積が1,074ヘクタール、遊休農地の面積が92ヘクタール、割合については8.6%とするものでございます。

最後に10ページをごらんください。

新規参入の促進でございます。

(1) 新規参入の促進目標につきましては、現状が3人、法人が5法人となっておりますが、新規参入者につきましては、先ほどと説明がダブりますが、毎年1人ずつ増やす計画で、目標の平成35年には9人、新規参入者法人につきましては、3年に1法人ずつふやす計画で7法人となっております。

以上、簡単ですが、指針の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

本案件については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。地区担当員の説明もございません。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

芦田委員。

芦田恵子委員 数字を見ると、本当に理想的な数字を書いていると思うのですが、現実これ本当にこうやって農業の新規参入者とか新規法人とか、どうやって増やしていく考えなのでしょうか。

すごい大変なことだと思うのですよ。

現実的には農業をやめている人たちが今、実質ふえているし、できないという人が増えている中、それを本当にこの人にやらせるのだという人を探すことが、これから一番問題になるのではないかなと思うのですよ。

だから、こうやってグラフとか数字とか面積が書いてあるのを見て、なるほどとは思いますが、じゃあこの数字を全部、これを現実、これがクリアするにはどうしたらいいのか、そこをまず皆で考えないと。

ただ、これは目標的な数字であって、じゃあ農業委員、ここにいる推進委員が、どうやってそれをやっていくかを相談しないと、これ先に進まない問題じゃないかなと思うのです。

あと、皆さんの地域によってもまた違うだろうし。

白井の中だって、つくっている作物も皆さん違うし。ある程度面積集約できるのは、水田だと思うのですよ。

田んぼだったら多少できるけれども、だけれども果樹、梨が今の面積より増やせるかという、すぐには増やせないと思うし。

まして、野菜も単品でつくるのでしたら、増やせるだろうけれども、いろいろなものをつくるに当たっては、そこまで増やせる人たちがいるのかなと思うので。

これは皆さんで真剣になって考えないと、この問題ってすごい難しい。

35年までに、果たしてこの数字ができるのかなと思うのですが、具体的な案とかあるのでしょうか。

事務局 事務局湯浅でございます。

芦田委員がおっしゃるとおりに、こちらの数字につきましては、なかなか厳しい数値等載っているかと思うのですが、逆からいえば、今年から、例えば最適化推進委員の制度ができました。

この後、説明をさせていただくのですが、ことしから新たな取り組みとして新規就農者については説明会をやって、今まさに芦田委員のほうから心配をなさっていたようなことをこの農業委員会の方できちんと話し合う機会を設けさせていただきたいという形で事務局のほうで考えております。

ただし、やはりこれ国・県の方に、この最適化推進委員の制度ができた段階で、こちらの数値は必ず提出しなければいけない計画でございまして、結果としてあまり低い数値をそのまま出してしまうと、何のために最適化推進委員の制度をつくったのかということがありますので。

本来であれば、事務局とすれば、毎年1人だけではなくて、新規参加者を2人ずつふやしたいですとか、それができなかったのですが、ぎりぎりの部分で実現が可能な数値として、今回のやつはお示しさせていただいている。

このような形でございますので、芦田委員のおっしゃるとおり、この後皆さんのほうで、なかなか議論する場はないかと思うのですが、どんどんご意見をいただきながら、いろいろな諸問題を解決していきたいと考えておりますので、皆さんご協力よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

笠井会長 芦田委員よろしいですか。

芦田恵子委員 はい。

笠井会長 ほかにありますか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について採決を行います。
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

11ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決したので、これを報告いたします。

平成29年10月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

12ページをごらんください。

専決処分書となっております。

①につきましては、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出となっております。

②農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出となっております。

13ページをごらんください。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規程による通知についてでございます。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規程による通知がありましたので報告をいたします。

平成29年10月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

報告内容は、下にある表のとおりでございます。

以上で報告とさせていただきます。

次第のほうに、その他、協議事項等々が載っておりますので、ブロックの研修会ですとか、総会の日程等につきましては、担当の者から報告をさせていただきます。よろしくをお願いします。

事務局 まず1番ですが、ブロック別研修会でございます。

こちらは、封筒の中に通知物を差し上げたと思うのですが、まずグループ別研修な

のですけれども、日時が10月31日、1時半から4時まででございますので、市役所の玄関前に10時半に集合していただきたいと思います。

10時半に集合していただいて、昼食をとってから、ふれあいプラザのほうに行きたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、2番でございますが、こちらは総会の審査会と、総会の日程でございます。

申請の締め切りが10月25日水曜日、事前審査会が11月1日、第2班でございます。場所はこちらで、同じところということになります。

総会は、11月8日になっております。

また午後4時から、同じ会議室で行います。

続きまして、3番、経営力強化・農地集積促進シンポジウムでございます。

こちら、千葉の青葉の森公園で、11月9日木曜日、午後1時半から行います。市役所玄関前に10時に集合していただきます。

それから、食事をとってから予定地のほうに向かいます。

よろしくお願いいたします。

事務局 事務局湯浅でございます。

お手元のほうに、農業次世代人材投資事業についてということで、ペーパーが3枚ほど行っていると思います。

そちらを見て、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、投資事業ということで、事業主体につきましては市町村ですが、国庫補助事業となります。

対象者につきましては、独立・自営就農時の年齢が45歳未満の認定新規就農者となります。

交付要件でございます。

独立・自営就農であること。

農家要件でございますので、50アール以上の経営面積が必要です。

※親元就農の場合は、親の経営から独立した部門経営を行う場合や親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となることとなっております。

諸々書いてあるのですが、交付金額につきましては、年間150万円で、最長5年、国から市町村を通じて各新規就農者のほうに補助が行くという形になります。

こちらにつきましては、11月の18日、午後6時から保険福祉センターの3階の団体活動室で、こちらの説明会を行うこととしております。

大変申しわけないのですが、農業委員の皆さん、あと推進委員の皆さんにつきましては、各1人ずつ、こちらに該当する45歳未満の方で新たに新規就農なさる方、もしくは親元で経営しているのですけれども、親元とは別に畑等を50アール以上借りてや

る方、もしくは、今高校生ですとか、大学生でも結構です。

そういった方がいらっしゃいましたら、先ほど芦田委員からもお話があったように、まさしく農業委員さん、推進委員さんの本部業務でございますので、なかなか厳しいところはあろうかと思うのですが、各地区の農家の方の状況に一番詳しいのは皆様方でございますので、ぜひとも11月18日には、各委員さん1人ずつ手を引いて来ていただいて、この説明会に参加していただければありがたいと思います。

その後のほうは、サポート体制の関係ですとか、今やっている対象者の関係の資料でございますが、きょう皆さんのほうにお願いしたいのは、この説明会がありますので、もっと詳しい説明を担当のほうからさせていただきますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

質問等あれば受付をしたいのですが、会長よろしいでしょうか。

笠井会長 それでは、質問ございますか。

福田委員

福田孝一委員 質問なのですけれども、その該当する人じゃなくても、該当しそうな人の親だとか、そういう知り合い、そういう方でも構いませんか。

事務局 おっしゃるとおり、仮に息子さんなり、まだ学校行っているですとか、その日に都合が悪いという方であれば、全然45歳未満に限らず、親でも、お母さんでもおじいさんでも誰でも結構です。

福田孝一委員 そういった可能性のある方であれば、身内で。

事務局 問題は全くございません。

笠井会長 他にありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 本日の議案については、一応これで全て終わりました。

長時間にわたり慎重なる審議ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人